

公益社団法人設立までの経過報告

明治29年に公益法人制度がスタートし、以降抜本的な改革が行われないまま100年以上の月日が経過、世の中の変化とのずれが大きくなっていました。

平成18年3月に「公益法人制度改革関連3法」が国会に提出され、審議を経て5月26日に成立し、6月2日に交付。そして、平成20年12月に施行され、「5年の移行期間」が設けられました。

この制度改革の方針を受け、当会においても検討を重ねた結果「公益社団法人へ移行」するとの方針が決定し、

- ・平成20年5月の定時総会で、「公益社団法人への速やかな移行」が決議された
- ・平成22年～平成25年にかけて、新公益法人移行特別委員会を開催、千葉県県土整備部都市整備局建築指導課及び政策法務課との協議を実施
- ・平成24年10月の臨時総会で、公益社団法人設立登記後に効力を発する「定款」等が決議された
- ・平成24年12月～平成25年1月「新公益法人認定申請書の素案」を県建築指導課のご助言を受け作成、公益事業を5分野として1月7日に提出
- ・平成25年1月17日 公益社団法人認定の電子申請を行い、受理された
- ・平成25年2月4日より千葉県公益認定等審議会において審査、一時、継続審議となるも7月22日に公益社団法人認定相当との答申をうけた
- ・平成25年10月17日の臨時総会で、「新定款」(記載事項の変更)が承認された
- ・平成26年3月18日 千葉県知事より当協会に公益社団法人として認定書が交付された
- ・平成26年4月1日 当協会の社団法人解散登記並びに公益社団法人設立登記実施

以上のように、千葉県県土整備部都市整備局建築指導課及び政策法務課の皆様のご適切な指導・ご助言のおかげをもちまして今日を迎えることができ、誠にありがとうございます。御座いました。

また、日事連における公益社団法人設立の先輩である、愛知会からの資料提供及び適切な助言により大変助けられましたことをご報告し、この場をお借りしまして御礼申し上げます。

最後に、内田久雄元会長、萩原幸雄前会長及び当時の理事の皆様、新公益法人移行特別委員会の委員の皆様そして、事務局のこれまでのご努力に対し心より感謝申し上げます。経過報告と致します。

(平成26年5月23日 公益社団法人設立記念式典での報告より)